

意見書

平成24年7月6日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(案)について

今回公表されたガイドライン案については、「1 ガイドラインの目的」にあるとおり(※)、接続料及び接続条件に関し事業者間協議による合意の形成が円滑に行われないケースを想定して、協議に当たっての指針が示されているものと理解します。

「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」において、接続料の算定根拠にかかる情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当との記述がありますが、上述の目的に照らせば、接続料の水準等について事業者間で合意が成立している場合には、算定根拠にかかる情報開示の程度に差が生じても問題はないものと考えます。

※「従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。」

なお、ボトルネック設備を保有しているため一種指定事業者に指定されているNTT東・西については、接続料や接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する目的で、接続会計の整理や接続約款の認可、公表義務といった特に厳格な規制が課されています。NTT東・西とそれ以外の事業者との間の事業者間協議においては、上述の非対称規制の趣旨を考慮すべきであり、接続料の算定根拠に係る情報開示の程度等については当然差が生じるものと考えます。

また、「4 接続に必要なシステム開発等」についても、ボトルネック設備である一種指定設備との接続に必要なシステム開発や網改造は、代替性がなく接続事業者にとって影響が非常に大きいという事情があります。そのため、NTT東・西については、接続の申込み等にかかるオペレーションシステムの開発・公開や網改造費用の検証において、その他の事業者に比してより詳細な情報を開示し、開発に着手する前に接続事業者と十分に協議を行う必要があることを明確にすべきです。

2. 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(改定案)について

今回のMVNO事業化ガイドラインの改定は、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下、「審議会答申」という。)において示された考え方にに基づき、MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態として、卸電気通信役務の形態と接続の形態の双方を可能としている現行の規制を現時点では継続することを前提に、モバイル市場の公正競争を確保する観点から、接続拒否事由の明確化を図ることを目的として実施されるものと理解しています。

その目的に照らせば、提示された改定案では、MVNOからモバイル市場の発展という趣旨にそぐわない

態様での接続請求が行われるおそれがあることを踏まえ、MNOがMVNOに対して

- ・ 輻輳対策の実施に対する協力
- ・ 預託金の預け入れ等の債権保全措置
- ・ 最低接続期間の設定や期間内接続解除にかかる違約金の設定等の、システム改修費用の回収にかかるリスクを軽減する措置

などを求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合は、接続拒否事由に該当することが明確になっており、改定案の内容に賛同します。

なお、日本におけるMVNOに関する現行の制度については、MVNOがMNOに比べて交渉上弱い立場にあることを前提として作られており、接続の形態によるMVNOの参入を認めているという点等において、世界的にみてもMNOに対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。

しかしながら、モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルが出現し、MNOの事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ転送をする役割に留まる「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の変化がグローバルな規模で起こっており、日本においてもMNOに対して強い交渉力を持つMVNOが市場に参入してくることが予想されます。

審議会答申においても、「MVNOに関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可能性があることを踏まえつつ、グローバルなMVNOの展開が見られる中で、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」「したがって、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にルールの見直しを行っていくことが求められる。」と明記されているところであり、速やかに競争政策委員会等の公の場において、接続の形態によるMVNOの参入を今後も認める必要があるかという観点で、現在のMVNO制度を抜本的に見直すための検討を行う必要があると考えます。

以上